

令和2年2月26日

第32回村上市農業委員会会議録

第32回村上市農業委員会定例会を令和2年2月26日午後1時30分村上市神林支所3階第4・5会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	阿部正一	3番	増田嘉美
4番	加藤孝平	5番	石山章
6番	遠山久夫	7番	池田千秋
8番	本間サヨ子	9番	中山和衛
10番	遠藤俊樹	11番	斎藤博
12番	佐藤健吉	13番	齋藤文夫
14番	板垣栄一	15番	稲葉浩之
16番	菅原隆雄	17番	大野章
19番	船山寛	20番	本間裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	18番	村山美恵子
----	-------	-----	-------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第8号 令和2・3年度農作業等労働賃金標準額（案）について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局次長	大西恵子
事務局副参事	佐藤俊一
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時30分 事務局次長（大西恵子君） 只今から32回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号1番、鈴木いせ子委員、議会出席のため、同じく議員番号18番、村山美恵子委員、別会議出席のため欠席となります。よって、出席委員18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。

なお、本日は農地転用案件の現地確認説明員として、推進委員番号4番、佐久間英夫委員、7番、高橋大亮委員、16番、齋藤仁委員が出席しておりますので、ご報告いたします。

まず、初めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局次長（大西恵子君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第32回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号16番、菅原委員、議席番号17番、大野委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について事務局から報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、1ページを御覧ください。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について。今回の案件は2件となっております。

まず、初めに番号1番、申請人、村上市山田\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、山田字白田\_\_番、地目、畑、台帳面積1,021平米、うち転用面積176.18平米、転用の目的、農業用施設用地（農作業場）、備考といたしまして、申請者は16ヘクタールの農業経営を営んでおります。今回は、農作業場の建設を計画したものです。農作業場1棟、建築面積132.49平米です。

続きまして、番号2番、申請人、村上市\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、平林字州崎\_\_番\_\_、地目、畑、台帳面積501平米、うち転用面積181平米、転用目的、農業用施設用地（農機具格納庫）、備考としまして、申請者は9ヘクタールの農業経営を営んでおります。今回は、農機具格納庫の建設を計画したものです。農機具格納庫1棟、建築面積111平米です。

続きまして、3ページ、場所の説明をいたします。地図左手、南北に国道7号線が走っております。地図の右方向、山田集落内の太く囲んだところが今回の申請場所になります。

次に、4ページ、地図中央、南北に国道7号線及びJR羽越本線が走っております。その左手方

向、太く囲みました場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 質問等ありましたらお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） これは、一時転用面積176.18平米になっていますが、はっきりしたことで、必要な面積として176.18平米とした理由を、お聞きしたいのです。

○事務局次長（大西恵子君） 今ほど1番の転用面積、内面積176.18平米ということでございましたけども、こちら申請書のほうに本人のほうから書かれていたものについて記載させていただきました。

○2番（阿部正一君） だから、理由は何かありましたかと。書いてきたからこれだということじゃなくて、これであれば177とか、176とか、単に出来ないものか。分筆したのであれば別だけれども、内というのは、次の案件はやっぱり平米単位になっていますよね。それがなぜ出来なかったか、理由があったら教えてくださいということなのです。書いてきたからその面積なのだということではなく。

（何事か声あり）

○事務局次長（大西恵子君） 申し訳ございません。今ほどの小数点以下の表示の件については、後ほど確認させていただいて連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） 阿部委員、確認させていただくということでお願いします。

ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告1号については以上といたします。

次に、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、5ページを御覧ください。報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願についてです。今回は4件の案件です。

まず、初めに番号1番、申請人、村上市大場沢\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、笹平字安楽寺\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、原野、面積116平米ほか1筆、計2筆、合計面積182平米、申請事由として、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、村上市上野\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、上野字新沢口\_\_番、地目、台帳、畑、現況、山林、面積800平米、申請事由として、申請地は30年くらい前から耕作しておらず、雑木や竹が生い茂り、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、6ページ、番号3番、申請人、村上市山辺里\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、上野字新

沢口\_\_番、地目、台帳、畑、現況、山林、面積168平米ほか1筆、合計2筆、合計面積290平米、申請事由として、申請地は30年ぐらい前から耕作しておらず、雑木や竹が生い茂り、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号4番、申請人、村上市上野\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、上野字新沢口壺\_\_番、地目、台帳、畑、現況、山林、面積971平米ほか1筆、合計2筆、合計面積1,019平米、申請事由は、申請地は30年以上前に杉等を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。7ページへ、番号1番については、地図の中央付近、県道小揚猿沢線及び長津川が流れております。長津川より右手方向に小さく太く囲んだ2筆が今回の申請場所になります。

次に、8ページ、番号2番、3番、4番についてです。地図の右下方向に国道7号線が走っております。猿沢保育園、朝日さくら小学校があり、その左上方向に太く囲まれた5筆が今回の申請場所になります。

なお、今回の番号2番から4番については、林業の間伐事業を行うに当たっての非農地の願い出になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、以上をもちまして報告事項については終わりにいたします。

日程5の議題、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局から説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 9ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願についてです。1件について説明します。

番号1、願出者、村上市松山\_\_番地、\_\_\_\_、競売の内容、土地の表示、物件番号1、羽黒口\_\_番、地目、台帳、現況とも田、面積が1,411平ほかもう1筆、物件番号2、田がありまして、合計2筆、合計面積が2,165平米、強制執行の別、市で滞納処分、実施機関、村上市、事件番号、村上市告示第19号、入札、開札とも令和2年2月28日、基準売却価格\_\_\_\_円、10アール当たり換算で\_\_\_\_円です。

場所の説明をいたします。10ページを御覧ください。村上地区羽黒口地内です。図面中央、\_\_\_\_脇にある2筆が申請地です。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第1号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願については、承認することに決定いたしました。

（何事か声あり）

○議長（石山 章君） はい。

○3番（増田嘉美君） この案件自体に関しては、異議はないのですが、ちょっとお聞きしたい。

市税滞納処分に関する案件ですが、最近度々議題で出ていますが、その市税滞納、いわゆる住民税になるのだから固定資産税になるのだからよくわかりませんが、何回ぐらいあれだったらこういう格好での強制執行にするのかご存じでしょうか。何回というか、何年というか、滞納期間が例えば何年だったら処分するのか。

（何事か声あり）

○事務局次長（大西恵子君） 今ほどの質問ですけれども、大変申し訳ございません。税務関係の競売にかける期間とか年数とか金額とか、そこまでちょっと承知しておりませんので、その辺情報等得られる段階で、もし聞かれるようでしたら確認をしておきたいと思いますが。

（はい、お願いしますの声あり）

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいでしょうか、そういうことで。

○3番（増田嘉美君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 11ページをごらんください。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。今回は使用貸借3件、賃貸借1件、贈与3件、売買3件、合計10件の案件です。

まず、初めに使用貸借1件について説明します。番号1、貸人、村上市金屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市金屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、金屋字宮分\_\_\_\_番、現況地目、田、地積26平米、田がほかに8筆、畑がほかに4筆、合計13筆、合計地積が25,219平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間無償、再設定の案件です。1から3までが再設定の使用貸

借となっております。

賃貸借1件について説明します。番号4、貸人、村上市七湊\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市七湊\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、村上字島ノ内\_\_番\_\_、現況地目、田、地積802平米、契約の種別、賃貸借の設定、契約の内容としまして、5年間、10アール当たり\_\_\_\_円、改良区費は借人負担となっております。

次に、贈与案件について説明します。番号5、譲渡人、村上市坪根\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市坪根\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、坪根字大谷\_\_番\_\_、現況地目、田、地積89平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件につきましては、平成22年当時の基盤整備の換地での間違いを今回は正したいということで上がった案件でございます。

次に、番号6、譲渡人、村上市岩沢\_\_番\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市岩沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、岩沢字梁場\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積33平米、畑がもう1筆、合計2筆、合計地積が79平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件につきましては、譲渡人の\_\_\_\_さんが高齢になり、もう耕作出来なくなったのでということで、近くで耕作している\_\_\_\_さんへの贈与をしたいという申出でございます。

13ページを御覧ください。同じく贈与案件、番号7、譲渡人、村上市府屋\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市府屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、府屋字府屋沢\_\_番\_\_、現況地目、田、地積143平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件につきましては、所有者の\_\_\_\_さん、耕作放棄状態ですとその場所を作っていないのですが、その場所長年草刈りをして管理していただいていた近くを耕作する\_\_\_\_さんへの贈与をしたいという申出でございます。

続いて、売買案件について説明します。番号8、譲渡人、村上市桃川\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市桃川\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、桃川字草田\_\_番\_\_、現況地目、田、地積2,793平米、畑がもう1筆、合計2筆、合計地積が3,317平米、契約の種別、所有権の移転（売買）。田につきましては2,793平米で、田について\_\_\_\_円、10アール当たり田については\_\_\_\_円、畑については524平米で、\_\_\_\_円、10アール当たり換算で\_\_\_\_円の案件となっております。

続いて、番号9、譲渡人、村上市指合\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市指合\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、指合字八百地\_\_番\_\_、現況地目、田、地積1,100平米、田がもう1筆、合計2筆、合計地積が1,953平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして\_\_\_\_円、10アール当たり換算で\_\_\_\_円の案件となっております。

続いて、14ページを御覧ください。同じく売買案件、番号10、譲渡人、村上市飯野\_\_丁目\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、村上市岩沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、岩沢字中原野\_\_番\_\_、現況地目、田、地積885平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価として\_\_\_\_円、10アール当たり換算で\_\_\_\_円の案件となっております。

場所の説明をします。15ページを御覧ください。贈与案件、番号5の場所です。村上地区坪根地

内です。神林地区の山屋と坪根の境付近、図面中央、県道大栗田村上線脇にあるのが申請地です。

次に、16ページを御覧ください。贈与案件、番号6の場所です。朝日地区岩沢地内です。図面縦に県道高根村上線があります。三面川を渡り、集落入り口付近、図面中央にある2筆が申請地です。

次に、17ページを御覧ください。同じく贈与案件、番号7の場所です。山北地区府屋地内です。図面を斜めに主要地方道山北関川線があります。集落の山手側、図面中央にあるのが申請地です。

18ページを御覧ください。売買案件の場所です。番号8の場所です。神林地区桃川地内です。図面を斜めに国道290号線があり、図面右手、桃川公民館の裏手にあるのが申請地\_\_番です。左手、飯岡へ向かう市道脇にあるのが申請地\_\_番です。

19ページを御覧ください。売買案件、番号9の場所です。神林地区指合地内です。図面を横に市道殿岡南大平線があり、市道より石川側にある2筆が申請地です。

20ページを御覧ください。売買案件、番号10の場所です。朝日地区岩沢地内です。三面川近く、岩沢から布部へ向かう市道脇、図面中央にあるのが申請地です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した10件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明をいたしました議案第2号につき質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 1番、2番、3番、これみんな再設定ですけど、再設定で、1番にすれば\_\_、これ親子ですんで、まだこの人の持分が13町ぐらひは持っているということですか。というのは、再設定であればこの人は2.5、13筆は今回再設定だ。そのほかもう何十筆も残っているのか。と申しますのは、貸人と借人がイコールなのです、耕作面積は。これは、あくまでも耕作面積記入だと思ふので、その辺。次の人についても同じですよ。5ヘクタール両方して、3ヘクタールが今回再設定。その下もそうですよね。こういう書き方でいいものなのか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 今の質問ですが、名前の下につく面積というのは、その家庭の耕作、営農面積でございます。今回その親子で貸し借りをする面積というのは、あくまでもこの親の方の名義となっているものを経営移譲年金の関係で子供に貸すという案件になっておりますので、その全体面積がある中のこの面積が親の名義となっているための貸し借りであると理解していただきたいと思ひます。3件とも同じ内容でございます。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいでしょうか。

ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよ

ろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、21ページ、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。今回は案件1件です。

申請人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_番\_\_、地目、畑、地積811平米、うち669平米の転用です。転用目的、住宅建築敷地、農地区分、第3種農地、備考といたしまして、申請者は県の都市計画街路事業により移転が余儀なくされ、申請地に住宅を建築するため転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内(第1種住居地域)の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。全体面積764平米、木造2階建て1棟、建築面積140.5平米、物置1棟、建築面積6.6平米、カーポート1棟、建築面積64.0平米です。

続いて、場所の説明をいたします。22ページ、地図中央付近、坂町地内、地図のちょうど中央付近、大きく太く囲んであるところが大道端\_\_番\_\_になります。

説明は以上です。

○議長(石山 章君) それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

推進委員7番、高橋委員。

○推進委員7番(高橋大亮君) 推進委員7番、高橋です。荒川地区では、2月10日月曜日に農地転用の案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時半に荒川支所において農業委員3名、推進委員3名、事務局からは大西次長、荒川支所の細野室長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現場に移動し、申請人の\_\_さん立会いの下、確認を行いました。

申請者は、県の街路事業により移転が余儀なくされ、このたび自己所有地の畑811平米のうち669平米と隣接の農地95平米の合計764平米を転用し、住宅建築を計画したものです。なお、残りの142平米については、畑として耕作する予定です。

なお、隣接農地との境界にはブロック塀を設置、汚水、生活雑水排水は公共下水道へ、雨水排水へ自然流下により対応予定するとのことでした。

委員から、転用の計画面積について、一般個人住宅についての500平米程度という目安に対し、過大な計画ではないのかといった意見が出されましたが、申請地は都市計画法の用途区域内の農地であること。面積についても、事務局より県の通知では該当面積の取得理由が整理出来たものについ



ては、該当目安を超えた場合でも適正と判断しても差し支えないとしてあることの説明があり、このたびの計画が収用に係るもので、現在の敷地面積906平米と同程度の規模で計画されたものであり、適正と判断出来ることから、荒川地区としては許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、23ページ、議案第4号 事業計画変更承認申請について。今回の案件は3件です。

まず、初めに番号1番、当初計画者、関川村高田\_\_\_\_\_地\_\_、\_\_\_\_\_、承継者、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、羽ヶ榎字村下\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、宅地、面積220平米ほか1筆、計2筆、合計面積224.59平米、転用の内容、事由として、住宅建築敷地、変更目的・内容としまして、申請地は平成4年1月29日付村農地第3400号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が移住困難となり、このたび承継者が住宅建築を計画したものです。

次に、番号2番、24ページです。当初計画者、新潟市中央区万代\_\_\_\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、土地の表示、塩野町字五リン\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、雑種地、面積108平米ほか2筆、合計3筆、合計面積1033平米、移転の内容、転用期間の変更、変更目的・内容として、申請地は平成30年9月11日付村振農第3064号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路工事の延長により期間の変更をするものです。変更前、平成30年9月11日から令和2年3月31日、変更後、平成30年9月11日から令和3年9月10日まで。

最後に、番号3番、当初計画者はさきの番号2番と同じになります。土地の表示、大須戸字日除田\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、雑種地、面積520平米、移転の内容として、転用期間の変更、変更目的・内容として、申請地は平成29年10月10日付村振農第3050号により農地法第5条の許可を得ましたが、高速道路工事の延長により期間を変更するものです。変更前、平成29年10月10日から令和2年3月31日、変更後、平成29年10月10日から令和2年10月9日です。

続いて、場所の説明をいたします。26ページです。番号1番については、地図中央付近よりやや左手、荒川地区公民館、その下に荒川支所があり、羽ヶ榎地内の地図のちょうど上、中心方向に太

く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番、地図南北に国道7号線が走っており、地図の左上方向、太く囲んだ3筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号3番、28ページ、地図中央付近、南北に国道7号線が走っており、国道7号線より右手方向に太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更に伴います現地調査をしていただいておりますので、最初に事業計画変更承認申請の番号1番について報告をお願いいたします。

推進委員7番、高橋委員。

○推進委員7番（高橋大亮君） 推進委員7番、高橋です。荒川地区では、2月10日月曜日に事業計画変更承認申請のありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時半に荒川支所において農業委員3名、推進委員3名、時局からは大西次長、荒川支所の細野室長出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現場に移動し、\_\_\_\_\_さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。

申請地は、平成4年1月29日付村農地第3400号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が移住困難となり、承継者が住宅建設を計画したものです。

荒川地区としては、適正に転用計画が進められていくものと判断し、委員全員で承認すべきものの意見になりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、次に番号2番、3番について報告をお願いします。

9番、中山委員。

○9番（中山和衛君） 9番、中山でございます。議案の4号につきまして、2番、3番につきまして事業計画承認申請がありましたので、現地確認をしましたので、ご報告させていただきます。

2月14日、朝日の農業委員5名、朝日の推進委員5名、それと本所からは大西次長、それから朝日支所からは産業課小池室長が出席して、朝日支所で会議の説明を受けた後、現地を見てまいりました。

現地につきましては、2号につきましては現地を見ましたが、その目的のとおり駐車場用地として使用されておりました。

それから、3号につきましても、これは高速道路の第1号トンネルに伴う用地の利用することとございまして、8月には1号トンネルが貫通するというようなことで、工期は大丈夫かというような質問あったわけでございますけれども、大丈夫、10月であれば開通出来るというようなご説明でありまして、皆さん現地を見て、期間変更なので、問題はなかろうというような意見でございました。

なお、皆様のご意見なりご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第4号について質疑に入ります。

ご意見、ご質問。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、事業計画変更承認申請については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 事業計画変更承認申請については、承認することに決定いたしました。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、29ページ、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。今回の案件は13件です。

まず、初めに番号1番、貸人、村上市堀片\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、借人、村上市小国町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、堀片\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、面積418平米、転用目的、住宅建築敷地、契約方法は使用貸借権の設定、農地区分は第3種農地、備考として、申請者はこのたび住宅建築を計画し、利便性等を考え申請地に住宅を建築するため転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造2階建て1棟、建築面積75.97平米です。貸人と借人は、\_\_さんが\_\_さんの長男になります。

番号2番、貸人、村上市府屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市勝木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、瀬波上町\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、面積474平米ほか1筆、合計2筆、合計面積739平米、転用の目的、倉庫建築及び通路・駐車場敷地、契約方法、賃貸借権の設定、月額\_\_円です。農地区分として、第3種農地、備考として、申請者は総合建設業を営んでいますが、業務の拡張により倉庫等の敷地が不足してきたため、申請地を最適地と考え転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。倉庫1棟、建築面積165.3平米です。

続きまして、30ページ、番号3番、譲渡人、村上市藤沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、面積95平米、転用目的、住宅建築敷地、契約方法、売買による所有権の移転、農業区分として、第3種農地、備考として、申請者は現在申請地近くで生活していますが、都市計画街路事業による道路設置のため、移転が余儀なくされ、このたび土地所有者の同意が得られ、転用申請するものです。なお、申

請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。全体面積764平米、木造2階建て1棟、建築面積140.5平米、物置1棟、建築面積6.6平米、カーポート1棟、建築面積64平米です。

次に、番号4番、譲渡人、関川村高田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、羽ヶ榎字村下\_\_番\_\_、地目、台帳、畑、現況、宅地、面積220平米ほか1筆、合計2筆、合計面積224.59平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法、贈与による所有権の移転、農地区分として、第3種農地、備考としまして、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適地と考え転用申請するものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以内に2つの公共施設が存在する。木造2階建て1棟、建築面積102.89平米、車庫1棟、建築面積35.19平米、譲渡人の\_\_\_\_さんと譲受人の\_\_\_\_さんは、\_\_\_\_が\_\_\_\_の孫に当たります。

次に、31ページ、番号5番、貸人、村上市板屋越\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市西興屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、猿沢字野村\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積39平米、転用の目的、貸薬局建設敷地、契約方法、賃貸借権の設定、月額\_\_円です。農地区分、第2種農地、備考としまして、申請者は事業の一環として当該地を借受け、貸薬局（調剤薬局）を建設したく、利便性等から申請地を最適地と考え転用申請するものです。なお、申請地は第2種農地であるが、申請地の周辺に当該事業の目的を達成することが可能な農地以外の土地がない。全体面積230平米、貸薬局1棟、建築面積57.80平米です。

次に、番号6番、貸人、村上市猿沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人については、番号5番と同じになります。土地の表示、猿沢字野村\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、面積191平米、転用の目的以降については、先ほどの5番と同じ内容になり、月額が\_\_円になります。

次に、32ページ、番号7番、譲渡人、村上市府屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市羽下ヶ淵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、府屋字西間瀬\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、面積4,219平米、転用の目的、生コン工場建設敷地、契約方法は、売買による所有権の移転、対価が\_\_円、10アールあたりに換算しますと\_\_円、農地区分は第2種農地、備考としまして、申請者は土木工事業を営んでいますが、高速道路工事における生コンの供給事業に資するため、申請地を最適地と考え転用申請するものです。なお、申請地は第2種農地であるが、申請地の周辺に当該事業の目的を達成することが可能な農地以外の土地がない。全体面積が5,390平米、生コンプラント1棟、建築面積815平米、事務所1棟、建築面積86平米。

次に、番号8番、譲渡人、村上市府屋、申し訳ございません。ここで、住所の地番\_\_番地\_\_と表示しておりますが、正しくは\_\_番地\_\_になります。訂正しておわびします。\_\_\_\_、譲受人は、番号7番と同じになります。土地の表示、府屋字西間瀬\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、面積1,171平米、転用の目的以降につきましては、先ほどの7番と同じ内容になり、対価が\_\_円、10アール当た

り \_\_\_\_\_円です。

次に、33ページ、番号9番、貸人、村上市鳥屋\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市佐々木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、鳥屋字上野\_\_番、地目、台帳、現況とも田、面積3,651平米、転用の目的、砂利採取、契約方法、賃貸借権の設定、10アール当たりの対価が\_\_\_\_\_円、農地区分として、農振農用地にある農地、備考としまして、一時転用によるもので、利用期間が許可日から令和3年9月15日、全体面積11,918平米、関係者が6名になります。

次に、番号10番、貸人、村上市鳥屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人については、9番と同じになります。土地の表示、鳥屋字平島\_\_番、地目、台帳、現況とも田、面積2,480平米、転用の目的以降につきましては、9番と同じになります。

次に、番号11番、貸人、村上市大津\_\_番地\_\_、.(持分2分の1)\_\_\_\_、(持分2分の1)\_\_\_\_、借人は先ほどの番号9番と同じになります。土地の表示、鳥屋字平島\_\_番、地目、台帳、現況とも田、面積2,784平米、転用の目的以降は、9番と同じになります。

次に、番号12番、貸人、村上市鳥屋\_\_番地、\_\_\_\_、借人は9番と同じになります。土地の表示、鳥屋字平島\_\_番\_\_、地区、台帳、現況とも田、面積2,265平米、転用目的移行は、番号9と同じになります。

最後に、番号13番、貸人、村上市鳥屋\_\_番地、\_\_\_\_、借人については番号9番と同じです。土地の表示、鳥屋字平島\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、面積718平米、転用目的以降については、番号9番と同じ内容になります。

次に、場所の説明をいたします。36ページ、番号1番につきましては地図中央付近、南北に国道7号線が走っておりまして、ちょうど地図の中央よりやや下、左手方向に太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番についてです。地図中央付近、村上市瀬波小学校が右手方向にあり、道路を挟みました左手方向に太く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

次に、38ページ、番号5番、6番については、地図南北に国道7号線が走っており、7号線から入った右手方向に細く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

次に、39ページ、番号7番、8番についてです。地図の左手方向に国道7号線及びJR羽越本線が走っております。その右手方向の府屋地内、太く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

最後に、40ページ、番号9番から13番についてです。地図左方向に鳥屋集落があり、その上方向に太く囲みました5筆が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番、2番について報告をお願いいたします。

17番、大野委員。

○17番（大野 章君） 17番、大野です。議案第5号について現地調査を行いました。村上地区で現地調査を行ったその順に従いまして、申請番号の2番、倉庫建設及び駐車場造成に係る許可申請の報告から先に報告させていただきます。

村上地区では、2月13日午前9時、現地集合により農業委員4名、適格化推進委員2名、事務局、大西次長と現地調査を行いました。現地で大西次長から概要の説明を受けた後、\_\_\_\_\_の立会いにより現地の調査を行いました。申請地の奥に倉庫を建設し、手前は通路及び駐車場で、そこは砕石を敷きまして、雨水等は地下浸透となり、生活排水等はないということがありました。また、道路に接する土地も\_\_\_\_\_の土地であり、車両の乗り入れもそちらから行います。

申請地は、都市計画法に基づく用途地域内第1種住居地域の農地であり、周囲は宅地化が進んでいます。また、周りに農地もあるのですが、所有者からの同意も全て頂いているということから、委員全員許可すべきものという意見でありました。ご審議をお願いいたします。

引き続き、番号1番の住宅建設に伴う許可申請の報告を行います。1件目の調査終了後、現地を移動して調査を行いました。現地で大西次長からの説明を受けた後、\_\_\_\_\_の立会いにより現地の調査を行いました。母親の所有する土地に使用貸借により住宅を建築するための申請であります。

申請地には作物はなく、保全管理の状態でありました。こちらも都市計画法に基づく用途地域内であり、住宅地化が進んでおり、農地は周りにありません。上下水道等も整備されており、こちらも委員全員許可すべきものという意見でありました。

ご審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、次に議案番号3番、4番について報告をお願いいたします。

推進委員7番、高橋委員。

○推進委員7番（高橋大亮君） 推進委員7番、高橋です。2月10日に農地転用等の案件についての現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

番号3番の坂町地内の案件については、先ほど報告した農地法第4条申請と関連するものであり、自己所有の農地と一体的に利用し、住宅の建築を計画したものです。

申請地は、都市計画の用途地内の農地であり、周囲の農地に影響を及ぼすおそれもないと判断し、荒川地区としては許可すべきものとの意見になりました。

次に、番号4番の羽ヶ榎地内の案件については、先ほど報告した事業計画変更承認申請に関連したもので、申請者が該当地に住宅の建築を計画したものです。

申請地は、荒川地区公民館から200メートルほど離れた左右後ろの3方向が宅地に囲まれ、もう一方が公道に面し、宅地化が進んでいる場所にあり、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないところであります。よって、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、次に番号5番、6番について現地調査報告をお願いいたします。

推進委員16番、齋藤委員。

○推進委員16番（齋藤 仁君） 推進委員16番、齋藤です。朝日地区農地転用等の確認についての報告します。

朝日地区では、2月14日、農地法第5条申請のありました案件について現地確認を行いましたので、報告します。当日午前9時より朝日会議室において農業委員5名、最適化推進委員5名、事務局から大西次長、朝日産業建設課小池室長が出席し、事務局より申請の内容を聞いて、資料に沿って説明を受けた後、現地に移動し、\_\_\_\_\_さんの立会いのもと、申請内容について確認いたしました。

申請地は、猿沢地内の国道7号線から右へ入りました介護老人保健施設杏園のほか福祉施設、医療施設等が建ち並ぶ手前の農地を借りて貸薬局を建設するものです。ただ、この貸薬局建設に当たりまして、国の規定がありまして、病院内の敷地には建てること出来ない。病院の中でのその兼用することは出来ないそうです。汚水に関しては、生活雑排水については公共下水へ、雨水排水、既設の道路側溝へ流す予定で、周辺の農地に影響を及ぼすおそれがないことです。よって、朝日地区の委員は、全員で許可すべきものと意見になりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、次に議案番号7番、8番について報告をお願いいたします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 番号7番、8番を報告させていただきます。3,000平米を超える案件なので、農地部会全員で確認を行いました。また、地元なので、池田部長からあんたの地区だから、説明してくれということで説明させていただきます。

2月12日午前10時に山北会館に農地部会で推進委員、農業委員16名、小川局長、大西次長、山北支所の村山係長で、大西次長より申請の要件の説明を聞き、その後申請者の\_\_\_\_\_、それで地元の\_\_\_\_\_さんの説明を受けました。日本海沿岸東北自動車道の延伸工事が行われているが、山北地区での工事においての生コンの供給がプラントからの距離や製造能力等の理由から十分対応出来ない状況にあり、このような不安材料を払拭して事業に貢献するため、この地区に生コンプラントを建設することとなりました。

建設後は、生コン製造のプラントの洗浄の利用した水は循環し、再利用し、洗車場に運搬し、沈殿槽にて泥水を沈殿させ、上澄水は生コン製造の原料に使用するとともに、生コン車の洗浄に利用する。局地的に豪雨等により貯水槽からのオーバーフローの水は、中和装置を通じてpH処理してから側溝へ排水する。生活雑排水やトイレの汚水は、下水道を通じて処理する。騒音や粉じんの防

止等を考慮し、周辺の土地に支障を与えないよう環境保全に努力するとのことでした。

以上のことから早期開通、地区の発展を求めることから、やむを得ず許可することといたしましたので、皆さんのご審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、次に議案番号9番から13番について現地調査の報告をお願いいたします。

推進委員4番、佐久間委員。

○推進委員4番（佐久間英夫君） 推進委員4番、佐久間です。2月10日月曜日に農地法第5条申請のありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時半に荒川支所会議室において農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局から大西次長、荒川支所産業建設課産業観光室の細野室長が出席し、事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。その後、鳥屋地内の現場に移動し、\_\_\_\_\_の立会いの下、申請について確認を行いました。

このたびの転用申請は、6月定例会において許可した案件と同じ転用事業者であり、6月の場所から300メートル程離れた位置になります。既にその場所で事業を行っている中で、特に農家等からの苦情もなく、今回の場所においても適切に進めていくものと判断し、荒川地区としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第5号については許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

議案第6号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、41ページを御覧ください。議案第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。今月は、使用貸借の設定が4件、賃借権の設定が126件、所有権移転の売買が4件、合計134件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては、1件のみ説明させていただきます。番号1番、貸人、村上市小谷\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市上山田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、小



谷字堤下\_\_番、地目、田、地積3,044平方メートルほか14筆、計15筆、合計面積11,880.36平方メートル、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が5年間、再設定となりまして、改良区費は貸人負担となります。番号4番までが使用貸借の案件です。

次に、42ページ、番号5番、賃借権の設定です。貸人、新潟市中央区上大川前通\_\_番町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市八日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、八日市字七枚田\_\_番\_\_、地目、田、地積、3,022平方メートルほか2筆、計3筆、合計面積7,939平方メートル、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が3年間、借賃が10アール当たり\_\_\_\_円、再設定となりまして、改良区費は借人負担となります。ページのほう進みまして、73ページ、番号129番までが賃借権の案件です。

次に、所有権移転について説明いたします。番号130番、譲渡人、村上市八日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、村上市八日市\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、九日市字堂田\_\_番、地目、田、地積160平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アール当たりは\_\_\_\_円となります。

次に、番号131番、譲渡人、村上市下鍛冶屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市下鍛冶屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下鍛冶屋字駒木野\_\_番\_\_、地目、田、地積1,873平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アール当たりは約\_\_\_\_円となります。

次に、番号132番、譲渡人、南蒲原郡田上町大字田上丙\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市牧目\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、牧目字館ノ内\_\_番、地目、畑、地積39平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アール当たりは\_\_\_\_円となります。

次に、番号133番、譲渡人、村上市黒田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市黒田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、黒田字保久田\_\_番、地目、田、地積2,982平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アール当たりは\_\_\_\_円となります。

次に、75ページ、番号134番、賃借権の設定になりますが、番号133番の売買が承認された後にご審議をお願いいたします。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。76ページをごらんください。番号130番、神林地区九日市地内、図面中央に関根川排水機場があります。その南側に太く囲ってありますのが申請地です。

次に、77ページ、番号131番、図面左側縦に国道7号線が走っています。中央付近には、荒川ショッピングセンターアコスがあり、そのそばに太く囲ってありますのが申請地です。

次に、78ページ、番号132番、図面左側縦に日本海沿岸東北自動車道が走っています。その東側に神林地区牧目集落があります。図面中央に太く囲ってありますのが申請地です。

次に、79ページ、番号133番、図面中央縦に県道高根村上線が走っています。朝日地区黒田集落に

向かって西側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号14番から24番まで審議いたします。

私に関連する議案でありますので、議事に参与出来ませんので、退席をさせていただいて、議長を職務代理からお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） \_\_\_\_\_が退席なされました。暫時私のほうで議長を務めさせていただきます。

それでは、全体の審議の前に、今ほど申し上げましたように番号14から24番まで、ページにして44ページから45、46ページになりましょうかを審議いたします。

ご質問はございませんか。

（ありませんの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ないという声がございますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、それでは番号14から24は承認することに決定をいたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） \_\_\_\_\_、14番から24番まで承認することに決定をいたしました。それでは、議長を交代いたします。

○議長（石山 章君） それでは、次に番号77番から80番までについて審議いたします。

\_\_番、\_\_\_\_\_、議事に参与出来ませんので、退席をお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） 議案番号77番から80番につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号77番から80番については承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）

○議長（石山 章君） \_\_\_\_\_、番号77番から80番まで承認することに決定いたしました。

次に、番号112番につき審議いたしますので、\_\_番の\_\_\_\_、\_\_番の\_\_\_\_、議事に参与出来ませんので、退席をお願いします。

(\_\_番 \_\_\_\_君退席)

(\_\_番 \_\_\_\_君退席)

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号112番、承認することに決定いたしました。

(\_\_番 \_\_\_\_君着席)

(\_\_番 \_\_\_\_君着席)

○議長（石山 章君） 番号112番につき承認することに決定いたしました。

次に、番号125番から129番まで審議をいたします。

\_\_番、\_\_\_\_、議事に参与出来ませんので、退席をお願いいたします。

(\_\_番 \_\_\_\_君退席)

○議長（石山 章君） 125番から129番、質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号125番から129番、承認することに決定いたしました。

(\_\_番 \_\_\_\_君着席)

○議長（石山 章君） \_\_番、\_\_\_\_、番号125番から129番まで承認することに決定いたしました。

次に、番号132番につき審議いたします。

議席番号\_\_番、\_\_\_\_に関連議案ですので、議事に参与出来ませんので、退席をお願いします。

(\_\_番 \_\_\_\_君退席)

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

(質疑なしの声あり)

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号132番、承認することに決定いたしました。

(\_\_番 \_\_\_\_君着席)

○議長（石山 章君） \_\_\_\_、番号132番、承認することに決定いたしました。

それでは、番号134番を除いて、今ほど承認した案件以外について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、番号134番を除いて承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第6号については、番号134番を除いて承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号の番号134番につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 議案第6号の番号134番、承認することに決定いたしました。

議案第6号の農用地利用集積計画(案)の決定については、全て承認することに決定いたしました。

それでは、暫時15分まで休憩に入ります。

休憩 午後3時06分～午後3時15分

○議長(石山 章君) 休憩を解きまして、次に議案第7号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、80ページ、議案第7号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について。今回の案件は2件です。

まず、初めに番号1番、申請人、村上市長井町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、土地の表示、天神岡字小田表、地番、\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、地積588平米、変更区分、除外、変更の目的、資材置場、変更の内容、申請者は市内で土木建築工事業等を営んでいます、業務の拡張により資材置場が不足してきたため、既存の資材置場と隣接する申請地を拡張用地といたし計画変更するものです。なお、拡張に係る部分の敷地面積が既存の面積の2分の1を超えないものである。既存施設の面積1,258平米、増設する面積588平米。

次に、番号2番、申請人、村上市勝木\_\_番地、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、土地の表示、勝木字上川添\_\_番、地目、台帳、現況とも田、地積1,767平米ほか1筆、計2筆、合計面積3,409平米、変更区分、除外、変更の目的、型枠加工工場、資材保管庫、事務所、乾燥機室、資材置場、駐車場、変更の内容、申請者は市内で土木建築工事業等を営んでいます、現在地が高速道路用地となることから、申請地を最適地と考え計画を変更するものです。加工工場562平米、資材保管

庫400平米、事務所77平米、乾燥機室20平米、資材置場、駐車場1,203平米。

次に、場所の説明をいたします。81ページ、番号1番については地図左手、南北に国道7号線が走っており、そのおよそ中ほどすぐ右手、太く囲んである場所が今回の申請場所です。

次に、82ページ、番号3番です。地図の中央よりやや上方向に国道7号線が走っており、7号線のすぐ下方向、太く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、農振地域の整備に係る件について、現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いします。

17番、大野委員。

○17番（大野 章君） 17番、大野です。議案第7号、農振農用地利用計画の変更に係る意見書の交付について、現地調査の報告を行います。農業振興地域内の土地を資材置場とするための変更です。

村上地区では、2月13日、先ほど報告を行いました現地調査の後、申請地に移動しまして大西次長から説明を受け、造成工事を行う\_\_\_\_\_の立会いにより調査を行いました。

申請地は、申請者の\_\_\_\_\_の駐車場と資材置場としている場所と同社の雑種地に挟まれた土地でありまして、既存の敷地の拡張により効率的に利用するとのことでありました。隣接する雑種地の高さにまで土盛りを行い、車両の乗り入れ等は駐車場側からとなります。

周辺の農地への影響も少ないことや、隣接する集落の同意も頂いているということで、委員全員やむを得ないのではないかという意見でありました。

ご審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号2番、3番について報告をお願いいたします。

議席番号4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。2番について現地を確認いたしましたので、報告いたします。

これも、3,000平米超える案件なので、農地部会で現地を調査行いました。この件も、農地部長のほうから自分の地区なので、あんたやれということで、今回も説明させていただきます。

では、2月12日午前10時、山北会館に農地部会、農業委員、推進委員16名で、小川局長、大西次長さん、山北支所の村山係長で、大西次長さんより説明があり、その後\_\_\_\_\_から依頼された\_\_\_\_\_の説明を受けました。その後、現地で説明を受けました。

会社事務所の所在地周辺にあり、申請地の隣接する社有地と一体に利用出来、関係団体、隣地所有者の同意が得られる土地で、ほかに代替地に出来る土地が確保出来ないためということで、隣接農地の影響のないよう十分留意し、万が一支障が出来た場合は関係機関、隣地の耕作者等と協議の上、処理、対応するということでした。場内側溝及び集水槽を整備し、隣地への流出を避け、周辺農地の支障がないよう配慮し、汚水は公共下水に接続。

農地部会では、やむを得なく許可することといたしましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。議案番号は、1番と2番の報告を頂きました。

それでは、議案第7号につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、議案第7号については、村上農業委員会の意見としてやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第7号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

次に、議案第8号 令和2・3年度農作業等労働賃金標準額（案）についてを議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第8号 令和2・3年度農作業等労働賃金標準額（案）についてです。

令和2・3年度農作業等労働賃金標準額（案）について、別紙のとおり決定するものとする。

84ページの表を御覧ください。この表が令和2・3年度農作業等労働賃金標準額（案）の表でございます。農作業賃金検討については、農作業賃金検討委員会を組織しまして、第1回検討会を令和元年12月18日行い、第2回の検討会を令和2年1月21日に開催しました。その後、令和2年1月28日の農政振興部会で慎重審議を行い、了承していただき、今回上程するものです。

内容については、農作業賃金を1時間当たり900円と定め、1日当たり8時間、7,200円とする。また、農業用機械利用料金としまして、新たにドローン散布作業を追加いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明した内容以外の作業区分等については、変更ないというふうに解釈してよろしいですね。

○事務局副参事（佐藤俊一君） はい。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、議案第8号について特にないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第8号 令和2・3年度農作業等労働賃金標準額（案）については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案として、その他について皆様方からありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、引き続き協議、連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時40分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 2 年 2 月 26 日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

